

## 農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき、賃借料の情報提供を行います。

下記の表は、平成26年1月から12月までに締結（公告）された賃借料です。

利用権設定件数（新規・更新）は274筆、うち使用貸借は107筆です。

### 田（水稻）の部

金額はいずれも10a当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	3,100	13,000	3,000	95
西地区	2,400	2,900	2,000	18
加佐地区	2,100	4,100	2,000	34

### 畑の部

金額はいずれも10a当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	—	—	—	—
西地区	—	—	—	—
加佐地区	4,700	10,000	1,000	15

- 注) 1. **金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。**
2. 玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、玄米30kg当たり4,600円で計算しています。
3. 金額は算出結果を切り捨てし、100円単位にしています。
4. 上記の情報は、農地法第52条の規定に基づき、参考として提供するものですので、農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。
5. 賃借料が著しく高額なため地域の実情に合わない場合は省いています。
6. 平成21年度の農地法改正により、標準小作料制度が廃止されました。